

平成30年4月から 国民健康保険制度が変わりました

これまで、国民健康保険は、市町村が運営してきましたが、平成30年度からは、都道府県が国保の財政運営の責任主体として加わり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すこととなります。

神奈川県と海老名市の役割

神奈川県	海老名市
財政運営の責任主体	窓口はこれまでどおり
市町村の国保財政の安定化のため医療費相当額の支払等を行います	資格・保険税・給付・保健事業など加入者の方と直接関係する事務を担当
保険給付費等交付金を市町村に交付	資格取得・喪失届出受付と被保険者証等の発行・回収
国保事業費納付金を算定し市町村から徴収	国保保険税の決定と徴収
市町村の行う事務の効率化、標準化、広域化を推進	療養費や葬祭費など保険給付の申請受付と支給
	特定健診・保健指導などの保健事業

変わらないこと

○国保の届出等の窓口は変わりません

国保の財政運営のしくみは、変わりますが、国保の加入・脱退の手続きや被保険証の交付、医療費（償還払）の申請の受付、各種申請の受付、保険税の賦課・徴収、特定健診、人間ドック助成の実施などは、これまでと同じく、市が窓口となって行います。

海老名市 国保医療課 電話 046-235-4594


変わること

○被保険者証等の様式が変更されました


神奈川県も国保制度の保険者となるため、被保険者証等の様式が変更になります。

現在、交付されている被保険証は、有効期限までお使いいただけます。（変更になる様式：被保険者証・高齢受給者証・限度額適用認定証など）

【現在の被保険者証】

国民健康保険被保険者証	
有効期限	平成30年9月30日
記号	16 番号 1234567
氏名	エビナ タロウ 海老名 太郎
生年月日	昭和46年11月1日 性別 男
資格取得年月日	昭和46年11月1日
世帯主	海老名 太郎
住所	海老名市勝瀬175番地の1
交付年月日	平成29年10月1日
保険者番号	140160 保険者名 海老名市 

【変更後の被保険者証】

神奈川県国民健康保険被保険者証	
有効期限	平成31年9月30日
記号	16 番号 1234567
氏名	エビナ タロウ 海老名 太郎
生年月日	昭和46年11月1日 性別 男
世帯主	海老名 太郎
住所	海老名市勝瀬175番地の1
適用開始年月日	昭和46年11月1日
交付年月日	平成30年10月1日
保険者番号	140160 交付者名 海老名市 

○高額療養費多数回該当の通算方法が変更されました

高額療養費制度では、1年のうち、高額療養費の支給が4回以上あった場合（多数回該当）、自己負担額が減額になります。これまでは、他の市町村に住所異動した場合、一度国保の資格がなくなり、高額療養費の該当回数を引き継ぐことができませんでした。平成30年度からは、神奈川県内で他の市町村に住所異動した場合、世帯の継続性（家計の同一性、世帯の連続性）が保たれている場合は該当回数を引き継ぎます。

高額療養費に該当する場合は、市町村から申請の案内が届きます。

		平成30年度								
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
神奈川県	海老名市	○				○	○			
	B市		○		○					
C県	C市			○						

4回目 多数回該当

海老名市→B市→C市→B市→海老名市と転居した例。○は高額療養費に該当した月を示します。改正後は、海老名市の1回（4月）にB市の2回（5月・7月）がカウントに加わり、多数回に該当する4回目は8月になります。改正前は8月は2回目となり9月も多数回に該当しません。